



# 生産緑地の指定が 受けやすくなりました！

農地を取り巻く環境の変化に伴い、緑地機能だけでなく災害時の避難場所、復旧用資材置場等のオープンスペースとしての防災機能や良好な景観の形成などに役立つ生産緑地の重要性が増しています。そこで厚木市では、市街化区域内の農地が生産緑地の指定を受けやすくなるため、全面的に指定基準を見直しました。

## ■ 生産緑地とは？

市街化区域内にあって、都市計画上の指定を受けた農地です。

生産緑地の指定を受けると、原則として30年間は農地等として適正な管理が義務づけられ、農地等以外の土地利用は制限される一方で、相続税の納税猶予の特例や固定資産税の優遇措置を受けることができます。

## ■ 新しくなった生産緑地の指定基準の内容は？

次の5つの基準を満たす農地が指定対象となります。

### ① 良好な生活環境の確保に役立つこと

⇒ 防災協力農地に登録される見込みであること または土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていること 等

### ② 公共施設の敷地とするのに適していること

⇒ 幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接していること 等

### ③ 農業の継続が可能な条件を備えていること

⇒ 排水路などが確保され、農地として適正に管理されていること

### ④ 一定の規模があること

⇒ 一団の区域で300平方メートル以上あること

ただし、個々の農地の面積がそれぞれ100平方メートルを超えていること

### ⑤ 農地等利害関係人の同意を得ていること

⇒ 所有権者や抵当権者などの同意を得ていること

毎年、生産緑地への指定の相談と受付を6月頃に行っています。

ご不明な点がございましたら都市計画課までお問い合わせください。

【お問合せ先】厚木市都市みらい部都市計画課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階

☎ 046-225-2401 (直通) F A X 046-222-8792

メール 4600@city.atsugi.kanagawa.jp

